

(埋蔵文化財発掘の届出(93・94条)記入例)

1部提出してください

第 号

令和 6年 5月 1日

福岡県教育委員会教育長 殿

工事着手の60日前までに提出してください。(国・県・市等公共機関以外の方)

住所 八女市本町647

氏名等 八女太郎

届出者は事業主(施主等)になります

埋蔵文化財発掘の[届出・通知]について

国県市等の公共機関等は「通知」です。それ以外の方は「届出」です。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のため発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)[第93条第1項・第94条第1項]の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり[届出・通知]します

国県市等の公共機関等は「94条」です。それ以外の方は「93条」です。

この様式は 八女市ホームページ(<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>)の  
トップ画面>申請書等ダウンロード>教育・文化 内からダウンロードできます。

93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)

市町村文書番号

教文第 号一 ・ 年 月 日

八文財第 ・ 年 月 日

太線中の項目を記入してください

1. 所在地	福岡県八女市 鶉池 1 2 3 4		
2. 面積	1 5 2 m <sup>2</sup>		
3. 土地所有者	氏名等: 立花太郎 住所: 八女市立花町原島 9 5 - 1		
4. 遺跡の種類	集落跡・散在地 貝塚 都城・官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳・横穴墓 その他の墳墓 近世以降の単独遺跡 ( ) その他 ( )		
遺跡の名称	鶉池遺跡群	員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 古代 中世 近世 その他 ( ) 不明		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業 その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ( ) 自然崩壊 遺跡整備		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名: 八女太郎 住所: 八女市本町 6 4 7		
7. 施工責任者	氏名: 株式会社都市電設代表取締役 黒木次郎 住所: 八女市黒木町 1 3 1 4 - 1		
8. 着手予定時期	5年 8月 15日	9. 終了予定時期	5年 10月 14日
10. 参考事項			

工事の対象となる土地の面積を記入

個人住宅の場合は「個人住宅」に○

工事主体者の欄には1枚目の届出者と同じ方を記入

工事着手の60日前までに提出してください。(国県市等公共機関以外の方)

指 示

起 案	決 裁	発 送	引 継

[注意事項] ① 届出・通知者は太線のみ記入してください。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び工事目的欄は当該項目を○で囲み、当該項目のない場合は( )内に記入してください。

この様式は 八女市ホームページ(<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>)の  
トップ画面>申請書等ダウンロード>教育・文化 内からダウンロードできます。